

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費土地改良事業（水路改修事業）万座地区）を行うことについて平成20年11月25日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部高瀬事業課において平成20年12月11日から平成21年1月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀